

日高町ホームページ有料広告掲載取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日高町有料広告掲載要綱(平成20年日高町要綱第4号。以下「要綱」という。)に基づき、日高町ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 広告は、広告主の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、広告主の事業内容、広告及びリンク先のホームページの掲載内容は、要綱第3条の規定によるものとする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦50ピクセル×横160ピクセル
- (2) 8Kバイト以内
- (3) GIF、JPEG、PNGのいずれかのファイル形式
- (4) アニメーションは可とする。ただし、画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは、切替え又は点滅の間隔を2秒以上確保すること。

3 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を模した表現
- (2) アラートマーク、ラジオボタン、テキストボックス、プルダウンメニューを模した表現
- (3) 町の実施する事業名に類似した表現
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告の枠数)

第3条 広告の枠数は、最大5枠とする。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載場所は、ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、町が指定するものとする。

(掲載の決定及び優先順位)

第5条 広告掲載の申込みが、ホームページ上の広告の枠数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 公共的性格のある私企業等で、町内に事業所等を有するもの
 - (2) 前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの
 - (3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めるもの
- 2 前項の規定による順序が同じ広告がある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。
- 3 前2項の規定によっても順序が同じ広告がある場合は、抽選により決定する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1か月を単位とし、掲載期間は1か月以上12か月以内とする。

- 2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。ただし、月の初日又は末日が日高町の休日を定める条例(平成2年日高町条例第9号)第1条第1項に規定する町の休日にあたる時は、町の休日の翌日を掲載の開始又は終了日とみなす。
- 3 広告掲載期間内に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長等を行わないものとする。

(広告の掲載料金)

第7条 広告掲載料金は、次のとおりとする。

申込み月数	1か月当たりの掲載料
1～ 3か月	10,000円
4～ 6か月	8,000円
7～ 12か月	7,000円

(広告原稿の提出)

第8条 要綱第6条第1項に規定する日高町有料広告掲載申込書に添付するバナー広告の原稿は、その内容が容易に確認できるよう紙に印刷したもの及びフロッピーディスク等の電磁的記録媒体により提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成22年5月1日から施行する。

(経過措置)

この基準の施行の際、現にこの基準による改正前の規定により申請を行っている申請者については、この基準の施行の日から1年間に限り、第7条の規定に関わらず、なお従前の例を準用する。